入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

令和８年１１月５日

独立行政法人国立文化財機構
分任契約担当役
東京国立博物館総務部長　竹之内 勝典

１ 工事概要

（１）工 事 名　東京国立博物館東洋館外壁（東側）改修工事
（２）工事場所　東京都台東区上野公園１３－９　（東京国立博物館構内）
（３）工事概要　東京国立博物館東洋館における外壁改修工事
（４）工　　期　令和９年３月３１日（水）まで
　　但し、繰越を予定しており、繰越の承認が得られた場合は令和９年６月３０日（水）まで延長予定
（５）本工事は、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出並びに入札等を紙入札方式により行う。
（６）本工事は、「企業の技術力」及び「企業の信頼性・社会性」について記述した、申請書及び資料を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（実績評価型）を実施する工事である。

２ 競争参加資格

（１）独立行政法人国立文化財機構契約事務取扱細則（以下「契約事務取扱細則」という。）第４条及び第５条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被補佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、競争に参加することができる。
（２）文部科学省における「一般競争参加者の資格」（平成１３年１月６日文部科学大臣決定）第１章第４条で定めるところにより格付けした建築一式工事に係る令和７・８年度の等級（一般競争（指名競争）参加資格認定通知書）の記２の等級が、Ａ又はＢ等級の認定を受けていること（会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後に一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。
（３）会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（（２）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
（４）総合評価の評価項目に示す「同種工事の施工実績」、「工事成績」、「配置予定技術者の同種工事の施工経験」、「配置予定技術者の工事成績」の欠格に該当しないこと。
（５）平成２３年度以降に、元請けとして完成、引渡しが完了した、次に掲げる①、②の各基準を全て満たす同種工事の施工実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が２０％以上の場合のものに限る。）
　経常建設共同企業体にあっては、経常建設共同企業体又は構成員のうち一者が上記の施工実績

を有すること。

① 国、特殊法人等（国が資本金の１／２以上を出資する法人を含む。）および地方公共団体が発注する博物館、美術館における外壁タイル改修を含む工事。なお、「特殊法人等」とは、入札説明書付属資料別表４に記載する法人である。

②　改修延べ面積が３，０００㎡以上の改修工事。

（６）次に掲げる基準を満たす監理技術者を当該工事に専任で配置できること。

①　１級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、次の者をいう。

・一級建築士の資格を有する者

②　平成２３年度以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した上記２（５）に掲げる基準を全て満たす工事の経験を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が２０％以上の場合のものに限る。）

ただし、経常建設共同企業体の場合にあっては、一者の監理技術者が同種工事の経験を有していればよい。

③　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有するものであること。

④　配置予定の監理技術者にあっては直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を求めることがあり、その明示がなされない場合は入札に参加できないことがある。

⑤　経常建設共同企業体の場合の上記２（６）②ただし書きの記述に該当する者以外の者についても、上記２（６）①に定める国家資格を有する監理技術者を配置できること。

⑥　請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、現場施工に着手する日については、請負契約の締結後、監督職員との打合せにおいて定める。

⑦　本工事において、建設業法第２６条第３項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（以下「特例監理技術者」という。）の配置を行う際の要件については、入札説明書を参照すること。

（７）申請書及び資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、文部科学省から「建設工事の請負契約に係る指名停止等の措置要領について」（平成１８年１月２０日付け１７文科施第３４５号文教施設企画部長通知）（以下「指名停止措置要領」という。）に基づく指名停止を受けていないこと。

（８）　上記１（１）に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

（９）入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く（入札説明書参照）。）。

（１０）東京都、千葉県、埼玉県、神奈川県、群馬県、栃木県、茨城県又は山梨県内に建設業法に基づく許可を有する本店、支店又は営業所が所在すること。

（１１）警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、文部科学省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと（入札説明書参照。）。

（１２）建設業法施行規則第１８条の２に定める経営事項審査を受審していること。

3 総合評価に関する事項

（1）落札者の決定方法

① 入札参加者は、「価格」及び「企業の技術力」及び「企業の信頼性・社会性」をもって入札に参加し、次の（イ）、（ロ）の要件に該当する者のうち、３（２）③によって得られる数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

（イ）入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

（ロ）評価値が、標準点を予定価格で除した数値（基準評価値）に対して下回らないこと。

② ①において、評価値の最も高い者が２人以上ある時はくじを引かせて落札者を決定する。

（2）総合評価の方法

① 「標準点」を１００点、「加算点」は最高２０点とする。

② 「加算点」の算出方法は、下記３（３）①及び②の評価項目毎に評価を行い、各評価項目の評価点数の合計を加算点として付与するものとする。

③ 価格及び価格以外の要素による総合評価は、入札参加者の「標準点」と②によって得られる「加算点」の合計を、当該入札者の「入札価格」で除して得た「評価値」をもって行う。

（3）評価項目

評価項目は以下のとおりとする（詳細は入札説明書による。）。

① 企業の技術力

・企業の施工能力

・配置予定技術者の能力

② 企業の信頼性・社会性

・法令遵守（コンプライアンス）

・地域精通度

・ワーク・ライフ・バランス等の推進

4 入札手続等

（1）担当部局

〒１１０－８７１２　東京都台東区上野公園１３－９

東京国立博物館　総務部施設マネジメント課（平成館３階）

電話　０３－３８２２－１１１５

受付時間　１０時から１６時まで（１２時から１３時までの間及び土曜日、日曜日、祝日を除く）

（2）入札説明書等の交付期間、場所及び方法

交付期間　令和８年１１月５日（木）から令和８年１１月２６日（木）までの１０時から１６時まで。（１２時から１３時までの間及び土曜日、日曜日、祝日を除く）

交付場所及び方法　入札説明書等の交付は e-mail にて行うこととする。交付を希望する場合は、上記４（１）にその旨電話連絡した後、メール件名を「東京国立博物館東洋館外壁（東側）改修工事　入札説明書等交付申請」とし、下記アドレスにＰＤＦデータにした名刺を添付し申請すること。

東京国立博物館総務部施設マネジメント課

共通アドレス　sisetu@nich.go.jp

（３）申請書及び資料の提出期間、場所及び方法

提出期間　令和８年１１月５日（木）から令和８年１１月２６日（木）までの１０時から１６時まで。（１２時から１３時までの間及び土曜日、日曜日、祝日を除く）

提出方法　上記４（１）に電話連絡した後、原本１部を持参すること。

（４）見積に必要な図面、仕様書等の交付期間及び方法

交付期間　令和８年１１月２６日（木）から令和８年１２月３日（木）までの１０時から１６時まで。（１２時から１３時までの間及び土曜日、日曜日、祝日を除く）

交付場所及び方法　上記４（３）により申請書を提出し本館が受領した者のうち、希望する者に対し交付する。見積に必要な図面、仕様書等の交付は e-mail にて行うこととする。交付を希望する場合は、上記４（１）にその旨電話連絡した後、メール件名を「東京国立博物館東洋館外壁（東側）改修工事　図面、仕様書等交付申請」とし、下記アドレスに申請すること。

東京国立博物館総務部施設マネジメント課共通アドレス

sisetu@nich.go.jp

（５）開札の日時及び場所

開札は、令和８年１２月１６日（水）１４時　東京国立博物館平成館３階入札室において行う。

５ その他

（１）手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

（２）入札保証金及び契約保証金

①　入札保証金　免除。

②　契約保証金　納付。ただし、有価証券等の提供又は銀行、分任契約担当役が確実と認める金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

（３）入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載を行った者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

（４）落札者の決定方法　独立行政法人国立文化財機構契約事務取扱細則第１０条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最高の評価値をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最高の評価値をもって入札した者を落札者とすることがある。

（５）　配置予定監理技術者等の確認　落札者決定後、ＣＯＲＩＮＳ等により配置予定の監理技術者等の違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。なお、種々の状況からやむを得ないとして承認された場合の外は、申請書の差替えは認められない。

（６）契約書の作成の要否　要。

（７）関連情報を入手するための照会窓口　上記４（１）に同じ。

（８）一般競争参加資格を有していない者の参加　上記２（２）に掲げる一般競争参加資格を有していない者も上記４（３）により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するため

には、開札の時において、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。

（９）手続における交渉の有無　無。

（１０）対象工事に直接関連する他の工事の請負契約を、対象工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無　無。

（１１）競争加入者は、開札当日必ず印鑑を持参し、開札開始時刻の１５分前までに到着し、その旨を上記４（１）の担当部局に届け出ること。

（１２）詳細は入札説明書による。